

令和8年度 川西町木造住宅耐震診断士派遣事業概要版

[事業概要]

1 対象となる住宅

- (1) 平成12年5月31日以前に着工された戸建木造住宅のうち、居住の用に供しているもの、又は居住予定が明らかなもの
- (2) 在来軸組工法による木造平屋建て、又は木造2階建ての住宅
- (3) 店舗等併用住宅の場合、住宅の用途が延床面積の2分の1以上

2 対象とならない住宅

- (1) 申請者の所有していない建築物
- (2) 平成12年5月31日以前に建てられた住宅
- (3) 住宅に併用していない附属建築物(独立した車庫、物置等)
- (4) 住宅に併用していない店舗(独立した店舗)

3 補助額と自己負担額

診断費用133,100円(消費税及び地方消費税含む)のうち

- (1) 補助額 123,100円
- (2) 自己負担額 10,000円

4 担当課

川西町役場 地域整備課 都市計画係

電話番号 (0238)42-6647

[事業の流れ]

1 申請 (申請者⇒役場)	地域整備課へ、下記の書類を提出ください。 □川西町木造住宅耐震診断申込書(様式第1号) □対象住宅の案内図、各階平面図 □建築月日がわかる書類(建築確認済証等) □前年度の納税証明書
2 派遣決定 (役場⇒申請者)	派遣を依頼する耐震診断士と日程調整を行った後、耐震診断士派遣決定通知書を送付します。
3 辞退 (申請者⇒役場)	耐震診断士の派遣を辞退する場合は、川西町木造住宅耐震診断士派遣辞退届(様式第4号)を提出ください。
4 現地調査実施	調整した日時に、耐震診断士がご自宅を訪問します。 1～2時間程度、住宅の外部や内部を確認させていただきます。 結果報告の際に不足箇所が見られた場合、後日、耐震診断士がお伺いする場合があります。
5 結果報告 (役場⇒申請者)	耐震診断士より町に耐震診断の結果が報告されるため、受領後に申請者へ報告書とともに送付します。

[よくある質問]

Q 派遣される耐震診断士はどのような方ですか？

A 町内の建築士事務所に所属している建築士の資格を有する方で、耐震診断養成講習会を受講し、川西町木造住宅耐震診断士登録名簿に登録された耐震診断士になります。

Q 申請者は誰になりますか？

A 耐震診断を行う住宅の所有者になります。
共有名義等により複数人いる場合は、選任した代表者1名を申請者としてください。

Q 自己負担額はいくらでどこに支払えばいいですか？

A 申請者にお支払いいただく自己負担額は10,000円です。
現地調査の際、耐震診断士にお支払いください。

Q 申請の期間はありますか？

申請の期間は、令和8年9月14日から令和8年10月30日です。
なお、予算の範囲内での申請受付となります。